

新年のご挨拶

理事長 伊藤 友之

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

また、旧年中は東教育財団が取り組んでおります教育・文化に関する事業にご支援ご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。

「乙巳の変(大化の革新)」から二十三巡目の乙巳の年(令和七年)は足早に六〇年後の再会を約して、令和八年(丙午)と交代しました。

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

新年の、東教育財団における課題は、当財団の設立一〇〇周年記念事業、一〇億円分の国債の満期償還後の債券の運用、改正公益法人制度への対応の二点ございました。

まず、財団設立一〇〇周年記念事業につきましては、昨年二月五日、K R ホテル大阪にて出口正之氏による「公益法人を取り巻く課題と国内外の助成財団の姿」と題する記念講演会と清水明日香氏のミニコンサートで花を添えました祝賀会を開催いたしましたところ、盛会のうちに終了しました。参加者の皆様にとりまして、会場の正面窓からの風景(吹雪を纏う大阪城天守閣の姿)がまるで屏風絵のようではなかつたでしょうか。そのほか、記念事業といたしましては、ロゴマーク

新年のご挨拶

謹賀新年

本年もよろしく
お願い申上ります



発行所	公益財団法人 東教育財団
大阪市中央区南本町	2丁目2番11号 堀筋本町西尾ビル6階
電話	06(6262)7363
FAX	06(6227)8068
発行責任者	宍倉忠夫

を制定し、式典以降機会があることに活用いたしております。

次に、一〇億円分の国債の満期償還後の運用問題でございます。これにつきましては、昨年六月、リスク分散の観点から償還期間の異なる国債等信

用格付けの高い債券を各種組み合わせることにより、一〇億円分の国債償還前よりも高い収益を確保すること

がきました。その結果、この運用益増に加えまして、公益充実資金の取崩しがございますことから、令和八年度には、今後ある程度の事業助成の増額等「助成事業のあり方」を検討していく必要があります。

三つ目の課題は、昨年の年頭のご挨拶でも申しあげましたが、「公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正により昨年四月に改正・施行された「公益法人制度」への対応でございます。この法改正に伴う種々の対応はすでに始まっておりま

すが、同時に改められた会計基準による会計処理への対応には三年間の猶予期間が認められていますので、現在事務局におきまして鋭意検討中でございまして、成案を得次第皆様にお諮りいたしたいと存じます。

当財団は設立以来、理事・評議員の皆様を両輪の輪として運営してまいりましたが、忘れてならないのは、こ

の両輪の動力源の一助としての事務局(定款三五条)の存在です。

改正公益法人制度への対応をはじめ当財団の事業が円滑に推進できるのは、理事・評議員の皆様のご尽力はさることながら、事務局長はじめ事務職員の皆様が、日々から大阪府との折衝、情報や資料の収集、地域との連絡調整等にご

苦労されているお陰であると私は思っています。この紙面をお借りして「縁の下の力持ち」である事務局の皆様に感謝申しあげます。

今回、財源問題、助成事業のあり方、改正公益法人制度への対応について申しあげましたが、当財団を運営していくうえで、これからも様々な問題や課題がでてくるであろうかと思われますので、問題解決や課題克服のために皆様の努力が必要なことは言うまでもありません。

当財団といったしましては、公益財団法人という制度の枠組みの中ではございますが、中央区内の教育・文化の発展・振興を支えるべく、助成事業を展開して参る所存でございますので、皆様方の更なるご理解・ご協力・ご支援のほど、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

令和八年度の助成事業を募集します

助成事業を募集します

東教育財団では、中央区内の学校教育及び社会教育の育成、並びに、地域文化の振興に寄与するため、学校教育活動、社会教育・生涯学習活動、並びに、地域文化・まちづくり活動に助成を行っています。十月九日に理事会を開催し、令和七年度事業実施及び収支中間報告について承認するとともに、令和八年度助成事業について、募集要項、広報、募集日程等を決定しました。

令和八年度助成事業の募集日程募集要項に定める助成対象事業、助成対象団体等は、次のとおりです。

※なお、申請の事前相談は隨時受付しています。

申請受付期間



学校教育事業助成説明会

助成対象事業

- ① 学校教育事業助成
中央区内の学校教育の充実・発

- ③ 地域文化・まちづくり事業助成
中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業
ただし、営利を目的とする事業
はこの限りでない。

助成対象となる経費

- 事業の実施に直接必要となる経費
なお、助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない。

展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業

参考事例

- 地域の歴史、伝統、文化、産業等に関する調査・学習事業
- 右記の調査・学習によって作成した冊子等の発行事業
- 外国につながりのある児童生徒への日本語等指導事業
- 姉妹校交流事業
- 伝統芸能（文楽、能等）鑑賞・学習・発表事業
- 校内緑化等自然環境整備事業
- クラブ活動に必要な用具・資材の購入・貸与事業
- クラブ活動の地域交流事業（例：吹奏楽部が開催する地域コンサート）

- クラブ活動等における全国大会等への参加事業
○ 学校周年記念事業（十周年等特別に実施する周年事業に限る）

- ② 社会教育・生涯学習事業助成
中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業
ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

- ① 学校教育事業助成
大阪市内に所在する公立の幼稚園、小学校及び中学校

- ② 社会教育・生涯学習事業助成
大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生涯学習団体
- ③ 地域文化・まちづくり事業助成
大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体



社会教育・生涯学習事業助成説明会



地域文化事業助成説明会

助成限度額

関する問い合わせには一切応じられません。

実施報告

令和七年度に助成している事業の実施報告書が提出されたものから一部を紹介します。

令和八年度予算（三月の理事会・評議員会で審議予定）で定めます。なお、令和七年十月九日開催の理事会において、令和八年度の助成基準及び限度額は、令和七年度と同様とすることが承認されています。

申請時提出書類

所定の「助成申請書」に次の書類を添付して申請受付期間内に提出してください。

- 事業計画書
- 収支予算書
- 団体の定款・規約等、役員名簿、直近年度の事業・決算報告書（学校教育事業助成は不要）
- 実施予定の事業を紹介するパンフレット、新聞・雑誌の記事コピー等

審査・選考

- ・学識経験者（専門審査員）
俵谷 好一 元開平小学校長
- ・役員
野上 俊二 会計理事
黒石 力 審査理事
- ・事務局員
宍倉 忠夫 事務局長

助成金審査会審査員が

選任されました

十月九日開催の理事会において、九月三十日付で任期満了となつた助成金審査会審査員の選任が行われました。

【助成金審査会審査員】

助成金審査会審査員名簿（補充選任後）

「おりぞめ体験教室」

地域文化事業助成



令和七年度に助成している事業の実施報告書が提出されたものから一部を紹介します。

「地域で集つ上方落語会」

なげています。

（助成額八万円）

愛珠会では、地域住民が、国の重要な文化財である大阪市立愛珠幼稚園に集い、地元を題材にした演目の落語を楽しみ、継承されている文化と笑いを通して、心を満たしながら地域を愛する気持ちと豊かな感性を育むことを目的として、落語会を開催しました。

国における屈指の文化的・教育的な有形文化財である愛珠幼稚園を会場として、地域を愛する心の育成や、船場・北浜・淀屋橋地域等、地元の歴史や文化を通したまちづくりへの貢献につなげることができました。（助成額十三万円）



難波宮のお正月

一 難波宮で最初の

中国式朝賀の儀式? -

正月の行事は、時代や地域などにより、さまざまである。年も改まり新年を迎えたことでもあり、今回は古代に難波宮でおこなわれた正月の儀式について紹介する。

元日朝賀の儀式ってなに?

難波宮跡は大阪城の南側に広がる飛鳥・奈良時代の宮殿跡である。昭和二九年(一九五四)より発掘調査が始められ、一時期の宮殿跡が明らかになつた。このうち、前期難波宮とよぶ飛鳥時代の宮殿は、「大化の革新」による新たな政治をおこなうために、飛鳥からこの地に都を移し建設された難波長柄豊崎宮である。ことが明らかになっている。時の政府がまとめた国の正式な歴史書である『日本書紀』に、「言葉では言ひ表せないほど立派である」と記されていて、それまでのわが国には例のない壮大な中国式の宮殿であったことがわかる。

古代の宮殿では正月の儀式として、元日朝賀の儀式がおこなわれた。宮殿の中心部に朝堂院とよぶ通

常は政務をおこなう区画があり、中央が広場になつていて。国家的行事や儀式などがおこなわれるとときは、ここに貴族、官僚が整列し、その北側にある大極殿という最も格式の高い建物に天皇が着座して儀式は執り行われた。元日朝賀は天皇が臣下から新年の挨拶を受けるという儀式であり、国家儀式のなかで最も重要なもののひとつであった。

この儀式をおこなうときには、朝堂院の北寄りのところ、大極殿との境に七本の幡(はた)のぼりが建てられて、儀式を莊厳なものとしていた。中央には鳥形(カラス)を象ったものが飾られ、その両側に日・月像と四神(青龍、朱雀、玄武、白虎)が描かれた幡が立てられた。このような儀式は、中国では古く漢代からおこなわれていたのであるが、わが国では大宝元年(七〇一)に、わが国の古代国家の制度が整つたことを祝して、盛大におこなわれたことが記されているので、このころまでには儀式のスタイルが整つたと考えられている。

最初に行われたのは難波宮?

この儀式は、それ以前におこなわれていたわが国の正月儀式に、中国の制度が導入されて形ができるがあが

つたものであるが、それではこのよくな形はいつごろまで遡るのであらうか。

記録に残る元日朝賀は、『日本書紀』の記載から、「大化の革新」がすすめられていた大化二年(六四六)に、難波でおこなわれたのが最初とされている。難波長柄豊崎宮はこの時建設中であつたとおもわれるため、この時の儀式の様子はよくわからないが、その数年後に完成した同宮殿は先に記した

ように中国式の広大な朝堂院の広場を備えたわが国で最初の宮殿であった。いろいろな政治改革が試みられた時であるから、ここで七本の幡を立てた

中国式の朝賀の儀式が最初に行われた可能性は十分に考えられるという。

発掘調査でも、その可能性のある幡をたてたのではないかとおもわれる遺構が確認されている。

史跡難波宮跡のなかで、阪神高速道路から北側の敷地は公園整備がおこなわれ、昨年四月にオープ

まいである内裏正殿の高床構造が再現されている。この上に立つと、南側に大極殿と朝堂院の空間を望むことができる。解説板に朝賀の儀式を描いたイラストも載せられて

いるので、一度覗いていただき、古代の難波宮のお正月に思いをはせては如何でしょうか?

元 大阪市教育委員会 文化財保護課長

植木 久



内裏正殿から阪神高速道路南側の大極殿、朝堂院を望む。難波宮の遺跡を保存するために、阪神高速道路は高架式をやめて地上を通している。